

写

平成 27 年 11 月 19 日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区特別職報酬等審議会

会長 金子 收

特別職の報酬等の額について（答申）

平成 27 年 11 月 5 日、文京区特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年 7 月文京区条例第 30 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき意見を求められた「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額について」、別紙のとおり答申します。

# 答 申

## 1 はじめに

本審議会は、平成 27 年 11 月 5 日、文京区特別職報酬等審議会条例第 2 条第 2 項の規定に基づき、文京区長から、区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額(以下「特別職の報酬等の額」という。)について意見を求められた。

本審議会は、慎重に審議を行い、その結論をこの答申として取りまとめたものである。

## 2 一般職の給料及び特別職の報酬等の額の状況

### (1) 一般職に対する平成 27 年の特別区人事委員会勧告

#### 公民較差

民間従業員平均給与	職員平均給与	較 差
401,567 円	400,154 円	1,413 円 (0.35%)

### (2) 昨年度の状況

一般職については、特別区人事委員会の「公民較差 809 円 (0.20%) を解消するため、給料表の引上げ改定を行うべきである」とする勧告に基づき、増額改定を行った。

特別職の報酬等の額についても、特別区人事委員会が一般職の給与に対して 0.20%引き上げる勧告を行っていることを十分に考慮し、同等の措置を適用することが必要であるとの結論に達した。

### (3) 他の特別区との比較

現行の特別職の報酬等を他の特別区と比べると、順位は中位から下位に位置し、その額も平均値を下回っている状況にある。

## 3 基本的な考え方

特別職の報酬等の額については、以下の点を考慮し、総合的に判断する。

(1) 10月の月例経済報告(内閣府)によると、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」

(2) 文京区は、着実な財政運営を行っており、特別区税収入も堅調に推移している。

(3) 特別区人事委員会により、一般職の月例給を 0.35%引き上げ、また、勤勉手当については、0.1 月引き上げる勧告が出ている。

(4) 文京区の特別職の報酬等の額は、23 区中、中位から下位に位置している。

#### 4 本審議会における議論

- (1) 区政を取り巻く社会経済情勢を踏まえる必要がある。
- (2) このところ、景気は緩やかな回復基調が続いているとのことだが、区内の業種によっては、必ずしもそれとは一致しない状況がある。
- (3) その上で、特別区人事委員会が、公民較差を解消するため、一般職の給与に対して、昨年の 0.20%に引き続き、今年も 0.35%引き上げる勧告を行ったことについて、十分考慮する必要がある。

#### 5 審議結果

本審議会は、特別職の報酬等の額については、現在の額を基準として 0.35%に相当する額を引き上げることが妥当であるとの結論に達した。  
なお、特別職の報酬等の額については、下表のとおりとする。

表<特別職の報酬等の額（月額）> (単位：円)

	現行の額	改定後の額	差額
区長	1,248,000	1,252,400	4,400
副区長	1,010,000	1,013,500	3,500
教育長	923,000	926,200	3,200
議長	917,000	920,200	3,200
副議長	786,000	788,800	2,800
委員長	645,000	647,300	2,300
副委員長	618,000	620,200	2,200
議員	596,000	598,100	2,100

※端数は十円単位を四捨五入している。

#### 6 その他

今後、社会経済情勢の急激な変動や他の特別区との均衡の大きな崩れなど、文京区の特別職の報酬等をめぐる状況に大きな変化が生じたときには、本審議会を開催し、額の見直しを検討すべきである。

## 文京区特別職報酬等審議会委員

会 長 金 子 收

職務代理者 金 輪 精 梧

委 員 雨 宮 由 卓

委 員 岡 田 伴 子

委 員 玉 澤 靖 孝

委 員 利根川 竜 一

委 員 二 瓶 紀 子

委 員 松 田 清 子

委 員 宮 崎 淳

委 員 吉 川 豊